

## 第4章 まとめ

地震危険に対する公的な補償制度を有する国としてスペインについて調査を行った。スペインでは、地震による損害のみを対象とした補償制度はなく、地震による損害は、洪水や暴風など他の自然災害と共に公的機関である CCS が提供する異常リスク保険により補償される。異常リスク保険は、その前身が、内戦を契機に発足した制度であることから、自然災害による損害のほかに、内戦、テロ等の社会的混乱による損害も補償する。現在では、CCS が行う異常リスク保険を民間保険会社でも提供できるようになっているが、実態としては異常リスク保険を提供しているのは CCS のみである。

スペインにおいて、異常リスク保険における現行制度を大きく変更する必要があるとの認識はない。また、CCS という公的機関が事実上独占している状況についても、民間保険会社側で特に問題を指摘するような声も聞かれない。しかしその一方で、グローバルに活動するリスク評価機関関係者からは、現行制度は、地震リスクを過小評価しており、モデルに基づいた損害予測や制度について予測結果に基づく見直しを行っていないことを問題視する声も聞かれる。

スペインの異常リスク保険は、収入保険料が安定的に確保できている一方で、近年、大規模な保険金の支払実績は無く、収入保険料と支払保険金の差額である余剰金が順調に準備金として積み上がっている。このことから、CCS 関係者は、万が一の場合でも、支払能力は十分であると考え、このような考えの反映として、異常リスク保険の補償範囲は拡大している。例えば、2001年9月11日の米国同時多発テロを契機として、従来は対象に含まれていなかった国外テロにおける人的損害についても、補償範囲に含めることとなった。また、支払能力が十分であるとの認識に基づいて、CCS の異常リスク保険に対する再保険は手当てされていない。

このように現在までの CCS による異常リスク保険の運営状況を見ている限り、近い将来、この制度が抜本的に見直される可能性は高くないと考えられる。しかしその一方で、未曾有の世界経済危機の影響はスペインにも及んでいるようであり、そのような中で、大規模な自然災害や人的災害によって巨額の保険金支払を余儀なくされるような事態が起これば、より緻密なリスク評価システムの導入や、再保険等について何らかの見直しが行なわれるかもしれない。

また、今後、大規模地震等により現状の準備金を超えるような巨額の損害が生じるようなことがあれば、本制度は大きく変化することが予想されることから、今後も逐次、制度の動向を注視していきたいと考えている。